

有明広域行政事務組合有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有明広域行政事務組合（以下「組合」という。）が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報紙（広報「ありあけ」）
- (2) 組合ホームページ
- (3) その他代表理事が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、組合圏域の構成市町民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 住民及び企業等に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関連法規及び社会秩序を遵守したものであること。
- (6) その他掲載する広告として妥当でないと代表理事が認めるもの

(広告の掲載順序)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 法人その他の団体（公共団体を含む。）および事業を営む個人で、組合構成市町内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (2) 前号に該当しない者の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに代表理事が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第6条 代表理事は、組合ホームページ等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

(広告の申し込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、第5条に定める基準に従い代表理事に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 代表理事は、前条に規定する広告掲載の申し込み（以下「掲載申し込み」という。）があったときは、次条に規定する有明広域行政事務組合広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告募集枠に、第4条に規定する掲載の順位を同じくする複数の掲載申し込みがあったときは、抽選により決定するものとする。
- 3 代表理事は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。
- 4 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、代表理事が指定する期日までに掲載しようとする広告の原稿または広告物を提出するものとする。

(委員会)

第9条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、有明広域行政事務組合広告選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、別表の者をもって組織する。
- 3 委員会の事務局は、総務課に置く。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告の掲載希望の申し込みがあったときに委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 6 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 7 委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(会議結果等の報告)

第11条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過および結果を代表理事に報告するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後代表理事の指定する期日までに納付するものとする。ただし、代表理事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第14条 代表理事は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主または広告内容が不適当と判明した場合
- (4) 広告媒体の編集・発行上支障がある場合

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を還付する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

職	役 職
委員長	事務局次長
委 員	総務課長
	業務管理課長
	介護保険課長
委 員	消防総務課長
	消防課長
	救急課長
	指令課長